

橋木区防災計画

平成28年8月

橋木区自主防災会

目 次

1	はじめに（趣旨）	1	ページ
2	地区の特性と予想される災害	1	ページ
	（1）地区の特性	1	ページ
	（2）予想される災害と警報等	1	ページ
3	地区の防災体制	2	ページ
	（1）組織名称	2	ページ
	（2）地区の状況	2	ページ
	（3）避難場所	2	ページ
	（4）避難経路	2	ページ
	（5）組織体制	2	ページ
	（6）活動体制	3	ページ
4	区としての防災活動内容	4	ページ
	（1）平時の活動	4	ページ
	（2）災害時の対応	5	ページ
	（3）要配慮者（避難行動要支援者）等への支援	5	ページ
5	関連機関・施設との連絡	5	ページ
	（1）行政関連	5	ページ
	（2）医療機関等	6	ページ
6	保有防災資機材	6	ページ
7	附則	7	ページ

【 資 料 】

資料1 橋木区 防災マップ

資料2 災害時避難経路図

1 はじめに（趣旨）

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより、消防・警察などの防災機関や市、府、国等の行政による速やかで十分な対応ができない可能性があります。そのような場合、住民の「自主防災」の意識や地域の自主防災組織の活動が地域防災に大きな役割を果たすと考えられます。

災害時においては、まず、自分の体や生命は基本的に自分で守るという「自助」の考え方と行動が大切です。そのためには、日頃から基本的な防災の意識と知識をしっかりと持っていることが必要になります。

その次に、地域の住民がともに支え合い、助け合う「共助」の考え方と行動が重要になってきます。地域を守ることが、すなわち自分を守ることに繋がってきます。同じ地域に住む者として、一緒にお互いの命や地域を守っていくという共通意識が災害時に、大きな「力」になります。未曾有の大災害、阪神大震災や東日本大震災の中に、多くの学ぶべき事例がありました。もちろん、防災機関や行政の対応（「公助」と言う）も重要であります。「自助」「共助」「公助」の有機的なつながりが、被害の軽減を図るものと考えます。

区としては、「自助」「共助」が実際の場面で機能することをめざし「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えの醸成と、具体的な役割分担すなわち住民を主体とした防災組織の構築を行い、平時からの「備え」と災害時の具体的な行動規範を示す「橋木区防災計画」を定めます。

2 地区の特性と予想される災害

（1）地区の特性

- ア 全戸数40という規模の小さい集落である。住居家屋の密度は、密集でもなく、離散した形でもない。隣組は地形的にまた行政的に5組に分かれて存する。
- イ 周囲の山の高さは、さほど高くなく、山々の間に小さな谷がいくつも存在している。平地は多くは水田として耕作されている。
- ウ 谷や平地を流れる川の規模は小さく、普段は水量も多くない。
- エ 土壌は、基本堆積土であり、山々も多くは土砂から成り、大きな岩石等は一切ない。また、田圃も湿田が多く、地盤は強固であるとは言い難い。
- オ 山は高くないが、住居に迫っているところもあり、防災マップ上では急傾斜地の土砂災害・崩壊に対する警戒区域及び特別警戒区域が14か所指定されている。
- カ 大きな仲禅寺断層が地区内を縦断し、また、注目の郷断層が隣接する地域であり、かつ細かい断層が地区内に散見される。

（2）予想される災害と警報等

- ア 台風時等の大雨や集中豪雨（ゲリラ豪雨）による被害
 - ・山斜面の土砂崩れ、それによる道路や田畑・建物への被害
 - ・橋木川中下流域でのオーバーフロー、田圃の冠水→→大雨警報、土砂災害警報情報→→自主避難、避難勧告・避難指示
- イ 地震による被害
 - ・家屋の倒壊・火災
 - ・土地の液状化現象、道路の裂断・陥没等→→地震警報→→自主避難、避難勧告・避難指示

3 地区の防災体制

(1) 組織名称 橋木区自主防災会

(2) 地区の状況

ア 世帯数 40

イ 平時の人口 138名（平成28年8月調査による）

(3) 避難場所

○丹波小学校（体育館）

指定緊急避難場所（風水害、地震、大規模な火災）

指定避難所（第2次・・・災害の危険性がなくなるまでの一定期間滞在するため、市が開設する避難所）

○橋木作業場（地区避難所・・・地域の状況により、地元自治会などが開設する自主避難所。風水害○、地震×）

◎ 状況や必要に応じて、柔軟に橋木公民館を活用する。

(4) 避難経路

別紙、避難経路図のとおり（防災マップ参照）

(5) 組織体制（ただし、平成28年度かぎりまた橋木区自主防災組織規約による）

自主防災会役職名	区役職	氏名	電話番号
会長	区長	〇〇 〇〇	62-0000 (000-0000-0000)
防災部長	区長代理	〇〇 〇〇	62-0000 (000-0000-0000)
児童民生委員		〇〇 〇〇	62-0000 (000-0000-0000)
会計	農会長補佐	〇〇 〇〇	62-0000 (000-0000-0000)
監査	農会長	〇〇 〇〇	62-0000 (000-0000-0000)

班長(災害時支援)	区役職	氏名	役割分担	自宅電話番号
下地担当班長	議員	〇〇 〇〇	避難誘導	62-0000
中地担当班長	議員	〇〇 〇〇	初期消火	62-0000
奥地担当班長	議員	〇〇 〇〇	給食給水	62-0000
石峠担当班長	議員	〇〇 〇〇	救出救護	62-0000
松田担当班長	議員	〇〇 〇〇	情報	62-0000

消防団役員	消防団役職	氏名	役割分担	自宅電話番号
副班長	班長	〇〇 〇〇	救出救護	62-0000
副班長	班長	〇〇 〇〇		62-0000

(6) 活動体制

ア 災害時には災害対策本部を設置する。

災害対策本部について

構成員（6名）	任務・役割
会長（区長） 防災部長（区長代理） 会計（農会長補佐） 監査（農会長） 消防役員代表（〇〇〇〇） 児童民生委員	① 全体の統括に関すること。 ② 被害・避難状況の全体把握。 ③ 重要事項の検討。 ④ 指揮系統の統一。 ⑤ 関係機関との連絡・調整を行う。

※ただし、必要に応じて自主防災会議を招集し、会議や連絡を行う。

イ 自主防災組織の班の役割分担内容について（4の項、参照）

班名	担当者	平時の役割	災害時の役割
避難誘導	〇〇議員 （下地組）	避難経路の点検	避難経路の安全確認と区民の避難誘導
初期消火	〇〇議員 （中地組）	器具の整備・点検	消火栓・消火器・バケツリレー等による初期消火
給食給水	〇〇議員 （奥地）	器具・整備・点検	緊急食糧・水、保存食の配布、炊き出し等
救出救護	〇〇議員 （石峠組）	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送
情報	〇〇議員 （松田組）	啓発・広報、情報収集	公共機関等からの情報収集・伝達

ウ 非常時の招集体制について

- ① 非常時またはそのことが想定される場合は、自主防災会会長が役員を招集し、本部等を設置し、対策を協議検討する。
 - ② 第1次招集（災害対策本部役員）
 - ・・・警報発表等により、災害発生の危険が高まったとき、あるいは小規模の災害が発生したとき。
 - ③ 第2次招集（防災会役員全員招集）
 - ・・・大規模の災害発生や、大きな危険性が高まったとき。
- ※なお、警報等で早めに自主避難される方は、役員までお知らせください。

エ 日常の防災・防犯パトロール班

〇印 班長

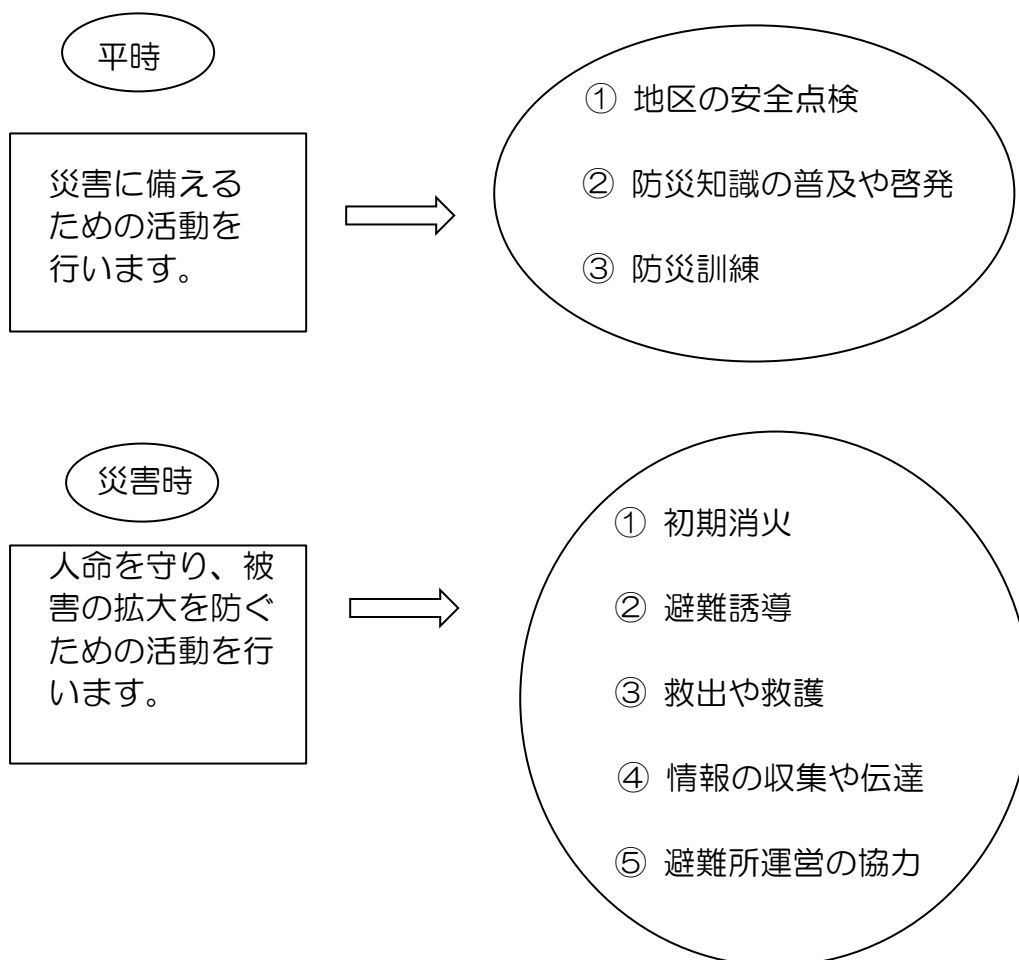
1 班	2 班	3 班
〇議員（〇〇〇〇）	〇議員（〇〇〇〇）	〇議員（〇〇〇〇）
消防（〇〇〇〇）	議員（〇〇〇〇）	消防（〇〇〇〇）
区長（〇〇〇〇）	区長代理（〇〇〇〇）	農会長（〇〇〇〇）
農会長補佐（〇〇〇〇）		

※この他、各班に消防団員が2名程度配置される

◎平成28年度の班の月別担当

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2	3	1	2	3	1	2	3

橋木区自主防災会の活動目標



4 区としての防災活動内容

(1) 平時の活動

ア 防災知識の普及・啓発

地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、備えることが大切である。集会を持って学習会を開催したり、ポスターや手作り配布物等を通して、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。

イ 地区の安全点検

地区内の危険な場所や防災上問題のある場所などを発見・確認し、改善に向けて、行政や業者に要請したり、場合によっては自分たちで作業にあたる。

(4月～12月までは、月一回防災・防犯パトロールを行う。)

ウ 防災資材・機材の整備

防災資材・機材を必要に応じて整備する。いざというときに、誰もが見つかるように、保管する場所をわかりやすく、明確な場所にする。また、日頃から点検や使い方の確認を行う。

エ 防災訓練

少なくとも、年に1回は防災訓練を行い、いざというときの確な対応、行動ができるようにする。

(8月最終日曜日に、京丹後市防災訓練と合わせて行うが、必要に応じて行うものとする。)

(2) 災害時の対応

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達する。また、被災状況などを取りまとめ、防災機関へ報告する。

イ 救出・救助活動

自分自身が被災したり怪我等しないよう十分注意しながら、できるだけ複数の者で協力して、負傷者や脱出できない者を救出・救助する。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。

エ 医療救護活動

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当を行う。また、救護所に搬送する。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所(たいていの場合は、指定の避難所)に誘導する。

(3) 要配慮者(避難行動要支援者)等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど人の助けを必要とする人(広い意味で要配慮者(避難行動要支援者))である。要配慮者に対して、みんなで協力して支援を行うことが大事である。

ア 要配慮者(避難行動要支援者)の立場に立って、防災環境の点検・改善を行う。

イ 避難するときは、隣近所の助け合いが重要で、複数の避難支援者を決めておくことが重要である。

ウ 困っている人、要配慮者(避難行動要支援者)には温かい気持ち、思いやりの心を持って接する。

エ いざというときに円滑に支援ができるように、日頃から要配慮者(避難行動要支援者)とのコミュニケーションを図る。

オ なお、避難に特段の配慮が必要な避難者は優先的に福祉避難所に避難しなければならないので、必要なら家族の意向を受け避難に協力する。

5 関連機関・施設との連絡

(1) 行政関連

種 別	名 称	住 所	電話番号・メール等
京都府	京都府府民生活部 防災消防企画課	京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町	電話：075-414-5619 bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp
京丹後市	京丹後市企画総務 部総務課	京丹後市峰山町杉谷 889 番地	電話：0772-69-0140 somu@city.kyotango.lg.jp

消防	京丹後市消防本部	峰山町丹波 826 番地の1	(0772) 62-0119 (代表) 固定電話なら 119
警察	京丹後警察署	峰山町長岡 469-1	(0772) 62-0110 (代表) 固定電話なら 110

(2) 医療機関等

種 別	名 称	住 所	電話番号
京都府	京都府立医科大学付属 北部医療センター（与 謝の海）	与謝郡与謝野町字男山 481 番地	(0772)46-3371
京丹後市	弥栄病院 久美浜病院	弥栄町溝谷 3452-1 久美浜町 161 番地	0772-65-2003 0772-82-1500
組合立	丹後中央病院	峰山町杉谷 158 番地の1	0772-62-0791

6 保有防災資機材

物 品	数 量 等	保管場所
発電機	1 台	作業場
誘導灯	7 本	公民館玄関
発光懐中電灯	2 個	公民館玄関
救急箱	1 セット	公民館玄関
角スコップ	3 本	作業場
ヘルメット	12 個	公民館玄関
ブルーシート	3 枚 3.6m×3.6m	作業場
チェンソー	2 台	作業場
担架	1 台 格納箱入り	作業場
拡声器	1 台	公民館玄関
毛布 13 枚	内 10 枚は京丹後市	公民館 2 階押入れ
投光機	2 個	公民館玄関
延長コード	ドラム型 2 個、3m 1 個	公民館事務室
土嚢	20 個	作業場前

今後、配備が必要なもの（予算との関係、必要度の高まりとともに検討すべきもの）

目 的 別	防災資機材
① 情報収集・伝達	携帯用ラジオ（専用のもの）、住宅地図、模造紙、 メモ帳、油性マジック
② 初期消火	水バケツ
③ 救出	つるはし、かけや、バール、のこぎり、ジャッキ、 ハンマー、はしご、ロープ、小型ウィンチ、 防煙・防塵マスク

④ 救護	小型テント
⑤ 避難所運営	本部看板、蛍光スタンド、石鹸、タオル、バケツ
⑥ 給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、バスボンベ、給水タンク 保存食、レトルト食品、保存飲料水、災害用簡易浄水器
⑦ 訓練・啓発	冊子、VTR
⑧ その他	防災備品等を保管するための倉庫（強固な小屋）

7 附則

- (1) この防災計画は、平成28年9月1日から施行する。
- (2) この防災計画は、役員の交代等があるため、毎年刷新して、区民に配布するものとする。
- (3) 内容（条項）に変更、改正あるときは、付記として、最終ページ、最終行に改訂を行った内容と年月日を記すること。
すなわち、この防災計画は必要に応じてまた、最善のものをめざし、改定することができる。

【資料1】

橋木区 防災マップ



土砂災害(特別)警戒区域
急傾斜地の崩壊

特別警戒区域
警戒区域

【資料2】

災害時避難経路図

